

災害情報 第4号

平成23年3月25日

国見町災害対策本部（現在、本部は観月台文化センターに設置しています。）
電話番号 024-585-5520または2676

■仮設住宅の建設始まる



仮設住宅の建設が3月23日に始まりました。

仮設住宅は、県の事業により山崎字南町田地内の町有地と国見メディアデバイス所有地に43戸建設されることとなりました。完成までには、おおむね3週間かかる予定です。

現在入居申込を受付しておりますが、入居に関しては、県の基準により進めることとなります。

■環境放射能

現在、国見町で観測された放射線量（3月24日14時40分現在1.81マイクロシーベルト）では、人体に影響を及ぼすものでありません。

また、国見町内の水道水については、3月24日福島県原子力センター福島支所の測定結果、水道水に含まれる放射性ヨウ素の値が14ベクレル/kgとなっており、現在のところ安全であります。

環境放射能に関しては、今後、国、県、町災害対策本部から随時情報を提供していきます。

■住宅が全壊または半壊された方へ ～被災者生活再建支援制度～

東北地方太平洋沖地震について被災者生活再建支援法が適用され、制度の対象となる世帯には支援金が支払われることとなりました。支援金の申請には、申請書ほか「り災証明書」などの添付書類が必要となりますので、町災害対策本部（観月台文化センター内）にて詳細を確認してください。

●制度の対象となる世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

●支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金の合計となります。

※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4の額

- ①基礎支援金（住宅の被害に応じて支給）
全壊（左の項目の①）100万円、解体（左の項目の②）100万円、長期避難（左の項目の③）100万円、大規模半壊（左の項目の④）50万円
- ②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）
建設購入200万円、補修100万円、賃借（公営住宅以外）50万円

生活情報

●ゴミ収集

一般家庭のゴミは通常通り収集しています。地震により損壊した家屋材や家財、がれきなどは、ごみ処理場に直接搬入できます。業者に委託した場合でも処理場の処分料金は無料です。（3月26日（土）、27日（日）も午前8時30分から午後5時まで受付します。）搬入の際には可能な限り分別してください。

●通行止め箇所

現在、町内において通行できない道路は、次のとおりです。

- ・徳江大橋
- ・築館橋（西大枝）

※その他の箇所は、通行できるようになりましたが、仮復旧であり、その他にも道路が陥没している箇所がありますので通行の際には十分に気をつけてください。

この制度について、来週中にも説明会開催を予定しています。次回の災害情報第5号でお知らせします。

■所得税・住民税申告相談再開

3月11日以降、受付を延期しておりました申告相談業務を下記の日程により再開いたします。なお、所得税の申告期限については延長することが決定されているものの、具体的な期限は不明であることから、当面の期間は町において申告相談の受付を実施します。

月 日	地 区
3/28 (月)	森江野第8・第9
3/29 (火)	森江野第10
3/30 (水)	森江野第11
3/31 (木)	森江野第12
4/ 1 (金)	予備日
4/ 4 ~申告期限	随時受付します。

※混雑緩和のため、地区割りをさせていただきますでしたが、ご自身の都合の良い日においてください。
※土日・祝祭日は申告相談受付を行っていません。

【申告会場】

- ・3/28 (月) ~ 4/1 (金)
観月台文化センター (ホール脇ロビー)
- ・4/4 (月) ~ 申告期限
観月台文化センター (ホール内 税務課窓口)

【受付時間】 9:00~11:30 13:00~16:00

※文化センターの管理上、午前8時前においても受付番号を配布できませんのでご了承ください。

【お願い】

通常の申告相談は職員7名体制で受付をさせていただいておりますが、このような状況の中で3名~4名の職員で受付させていただくことになります。場合によりましては長時間お待ちいただくことも想定されますので、時間に余裕をもってお越しいただくようお願いするとともに、ご理解とご協力をお願いします。

■避難または転居等をされている方の入学・転校等について

避難または転居されている地域にある学校へ入学、あるいは転校することが可能です。

まずはご相談ください。◆問い合わせ 国見町教育委員会学校教育課 ☎585-1352

手 続 き	小・中学校	高等学校、特別支援学校
	①入学予定または在籍している学校を所管している市町村教育委員会に連絡します。連絡先は国見町教育委員会にお尋ねください。 ②県内外を問わず新たに居住市町村の教育委員会（国見町教育委員会）にご相談ください。 ・就学援助や教科書無償給付等についても、柔軟に対応することになっていきますので、安心してご相談ください。	県内、県外から避難または転居されている場合のいずれにつきましても、その手続きが必要となります。

~東北電力からのお知らせ~ 電気料金その他の特別措置

東北電力では、東北地方太平洋沖地震により被害にあわれた方から申請があった場合、次の特別措置を行うこととなりました。主な内容をお知らせします。詳しくは、問合せ窓口（コールセンター）までお問い合わせください。

- ①電気料金早取期間及び支払期限を延伸 4月分までを各1か月延長
- ②不使用月分の電気料金を最大6か月免除
- ③平成23年9月末日までに被災前と同じ内容で電気使用を申込、または臨時に電灯や電器使用の申込をした場合、工事費を免除

問合せ窓口（コールセンター）

☎0120-175-466

受付時間

月~金 9:00~20:00

土 9:00~17:00

※いずれも祝日を除く

~その他の情報~

●災害対策本部

「り災証明書」の発行について、観月台文化センターで受付しています。

●建設課

建築物（住宅）応急危険度判定希望受付については、3月28日（月）で終了します。

●住民生活課

住民基本台帳カード、電子証明書の発行について現在できません。

●生涯学習課

被害の少なかった上野台運動公園の体育施設（総合運動場、体育館、グリーンアリーナ923、テニスコートのみ）については、4月1日（金）より利用を再開します。ただし、団体利用については、制限がかかります。

◆問い合わせ 生涯学習課

☎585-2676